

# 都市再生ビジョン（仮称）骨子

---

はじめに	1
第1章 都市をめぐる社会経済情勢	2
1．人口減少が社会に及ぼす影響と市街地の縮小	2
2．世界一の超高齢化と国民のライフスタイルの変化	2
3．産業構造の変化に伴う土地利用の激変	3
4．都市の核となる中心市街地の衰退	3
5．住宅・社会資本ストックの蓄積に伴う維持修繕・更新投資の増加	4
第2章 都市再生に向けた政策の基本的な方向	5
1．安全・安心で持続可能（サステイナブル）な都市の構築	6
2．「良好な景観・緑」と「地域文化」に恵まれた『都市美空間』の創造	7
3．都市の将来像実現に向けた官民協働による都市の総合マネジメント	9
4．国際競争力の高い世界都市・個性と活力あふれる地方都市への再生	9
第3章 政策展開の基本的視点	11
1．民間投資の活用	11
2．官・民・コミュニティのパートナーシップ	11
3．成果重視の都市政策	12
第4章 都市再生への10のアクションプラン	14
1．駅周辺の拠点的エリア（歩行生活圏）を中心とした 生活・活動・交流空間づくりによる全国都市再生	14
2．東京圏・大阪圏など大都市圏の国際競争力の向上	14
3．まちの中心を再生させる民間投資の拡大	15
4．戦略的な都市交通政策の展開	16
5．住民主体の地域運営の推進	16
6．良好な景観の形成と豊かな緑の創出に向けた制度の構築	16
7．都市観光の振興	17
8．循環型都市構造の構築	17
9．安全・安心な都市の構築	18
10．政策課題に対応した今後の都市戦略	18

# 都市再生ビジョン(仮称)骨子

快適で美しい『生活・活動・交流空間』を取り戻し、  
新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンの提案

## はじめに

- ・日本は、20世紀に入り、世界に類を見ない急激な都市化を経験し、いまや人口の8割が都市に居住する都市型社会。
- ・これに対応するため、日本の都市政策は、これまで、都市計画に関する計画制度や事業手法を絶えず見直し充実させるとともに、都市基盤整備を計画的に推進。
- ・その結果、大都市では公共交通機関のネットワークがほぼ概成する地域もあるなど、地道な成果。
- ・一方で、我が国の都市は、東京圏、大阪圏などが国際的に見て地盤沈下すると共に、災害に対する脆弱性、良好とは言い難い住環境や景観、慢性的な交通渋滞・交通事故、とりわけ地方都市において深刻化している中心市街地の空洞化、鉄道等による市街地の分断といった構造的な課題が存在。
- ・こうしたまちづくりにおける「20世紀の負の遺産」を解決すると共に、国際的な都市間競争の中で、我が国が存在感を発揮していくためには、活力と魅力に溢れ、また、地域の歴史・文化・芸術の蓄積に根ざした美しく風格のある「都市美空間」を創造するとともに、超高齢社会において国民全てが未来への確かな展望の下に、生き甲斐を持ち、地域社会（コミュニティ）で安心して暮らせる環境を実現することが喫緊の課題。
- ・3年後には人口減少と超高齢社会が同時に到来し、市街地の縮小が現実となる歴史的転換期であるいま、快適で美しい『生活・活動・交流空間』を取り戻し、新しい時代の変化を乗り切る21世紀型都市再生ビジョンを提案するもの。

## 第1章 都市をめぐる社会経済情勢

---

人口の8割（市部人口）が都市に居住しており、都市の質を向上することが国民の生活・活動・交流を支える。

我が国は、3年後には、人口減少社会、先進国の中で初めて超高齢社会が同時に到来し、これに伴い、市街地が縮小（ここではDID面積で推計）に転ずるといふ、歴史的転換期を迎える。

将来の都市圏における人口動向や市街地面積に関する将来フレームの設定を行うとともに、都市政策の観点からライフスタイルの変化、産業構造の変化等について分析を行った。

### 1．人口減少が社会に及ぼす影響と市街地の縮小

- ・我が国の人口は、2006年をピークに、人口減少局面に入り、超高齢化と生産年齢人口の減少が進行。
- ・都市圏毎にみると、規模の小さい都市圏では、既に人口が減少しているところもあり、さらに、急速な減少が見込まれる。
- ・一つの都市圏内で核都市と周辺部とを分けてみると、人口減少の進行は、同じ都市圏内でも平均的には進行しない。
- ・このような人口減少にともない、これまで一貫して増加傾向にあったDID面積も減少することが予想され、2000年と2030年の予測値（平成15年度三菱総合研究所調査）を比較すると、都市圏によっては、1割近い減少が見込まれる。
- ・人口減少や市街地の縮小による都市機能や都市構造の再編、より広域的見地に立った都市圏行政が必要となる一方、ゆとりある環境を創造する好機。

### 2．世界一の超高齢化と国民のライフスタイルの変化

- ・日本の老年人口割合は、人口減少の始まる2006年には20.5%（平成14年度国立社会保障・人口問題研究所中位推計）と、世界の先進国の中で初めて20%を超える超高齢社会が到来。さらに2040年

には3人に1人が高齢者。高齢者に固有の問題であるモビリティの低下や介護福祉サービスの確保等を組み込んだ都市づくりが必要。

- ・10年後の2013年には、独居老人や独身などの「単独世帯」が「夫婦と子から成る世帯」の数を超え、最も多い世帯類型に。
- ・人々の価値観は多様化し、経済指標では把握できない心の豊かさが重視される傾向。
- ・首都圏、近畿圏における大学、学生数のシェアは、低下傾向にあり、学生の地元進学傾向が強まっている。
- ・様々なライフステージ、ライフスタイルに応じて、居住地を選択する傾向。
- ・女性のライフスタイルの変化から女性の社会進出が大きく進展。
- ・農村部においても、都市型の生活様式が定着。
- ・失業率が高まるとともに、雇用形態や価値観の変化により、非正社員が増加。
- ・国民一人あたりの余暇時間は、増大する傾向にあり、まちづくりに対する市民の参加意識は高まっている。

### 3 . 産業構造の変化に伴う土地利用の激変

- ・経済の国際化、国内の高コスト構造や近年のアジア諸国の台頭により、日本の産業の国際競争力は低下。
- ・第二次産業について、工場の集約や海外移転により、日本の各地において、工場跡地の未利用地が発生。
- ・農業生産・農業人口の減少により遊休農地、耕作放棄地が増加。
- ・経済のソフト化、情報化の進展により、第三次産業の比率が上昇。

### 4 . 都市の核となる中心市街地の衰退

- ・近年、モータリゼーションが進展したこと、都市の拡大に伴い、新たな投資が新市街地に集中したこと、中心市街地において居住

者の高齢化や人口減少、商業活動の衰退等により空家や空き店舗が発生し、権利関係の輻輳や後継者難により、これらに対する新規投資が行われにくいことから、中心市街地の衰退が深刻化。

- ・とりわけ高齢者の孤立や防犯上の危険が増大。
  - ・空家、空店舗の増加で、中心市街地の中の人口、業種が減少し、徒歩生活圏での生活が不成立。
  - ・郊外部における幹線道路の沿道の帯状開発（リボン・ディベロップメント）に関する規制が十分でないことなどによる、非効率で景観も劣る質の低い市街地の形成。
- 5 . 住宅・社会資本ストックの蓄積に伴う維持修繕・更新投資の増加
- ・住宅・社会資本ストックの蓄積に伴い、今後、経年変化や老朽化による維持修繕・更新投資が確実に増加。

## 第2章 都市再生に向けた政策の基本的な方向

---

少子・高齢化と人口減少社会の到来は、経済社会や都市の成熟化に対応するものである。

これまで「量的な拡大」への対応を求められてきた都市政策は、今こそ、その政策・手法・これまでの知見を総動員しつつ、「生活の質の向上」を中心とした多様なニーズの変化に対応し、活力と魅力に溢れ、豊かで快適な都市型社会を実現（都市再生）するための好機を迎えている。

しかし、量的な変化よりも質的に高度かつ多様な変化への対応が求められる分、20世紀に比べ、何よりも都市の主役である国民の積極的な理解・参加協力が得られる政策・手法が求められている。

欧米主要先進国の中でも例を見ないスピードでの超高齢社会・人口減少社会の到来に対応した、体系的な都市政策の手法として確立したものはないが、21世紀を迎えた現時点における、都市再生に向けた都市政策の基本方向を提示するものである。

新たな都市政策の取組みに当たっては、官民の合意形成により策定されたまちづくりの将来像が、各種施策の組み合わせ、各主体の協働（パートナーシップ）を通じ、計画段階からハード・ソフト両面における個々のまちづくりに関する事業・管理運営現場に至るまで、その望む方向・目標に向かって機能することが必要。

また、各都市の人口動向や地域特性を踏まえた、持続可能（サステイナブル）な都市構造への転換を急ぐ。

豊かで快適な都市の構築には、都市の環境も重要な要素であり、自然環境を守り、水と緑豊かな都市環境を創造することが不可欠。

特に土地利用や経済活動や行政運営が非効率な都市については、集約・修復保存型の都市構造に転換するとともに、縮小した市街地の周辺部の新たな居住スタイルを構築する。

また、東京圏・大阪圏等の大都市を、国際競争力の高い世界都市として再生する。

以下、都市再生に向けた政策の基本方向を示す。

## 1. 安全・安心で持続可能（サステイナブル）な都市の構築

- ・ 経済社会や都市の成熟化に対応し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市構造から、環境負荷が少なく、自然環境と調和し、ヒト・モノ・カネが循環し、地域のコミュニティが持続する都市構造の実現を目指す。

- ・ 拡散型都市構造から、集約・修復保存型都市構造への転換が必要。

拡散型都市構造：継続的な都市化の進展によって、高度な土地利用がなされていない都心部が残ったまま、その周辺から郊外にかけて低密度の市街地が薄く広がる都市構造

集約・修復保存型都市構造：経済社会の成熟化と人口減少・超高齢化に対応し、土地利用面では密度を高め、多様な都市機能の集積を図るとともに、住宅・建築の面では、良好なストックの修復・保存を主眼とした都市構造

- ・ これまで、人口の急激な増加、モータリゼーションの進展を背景に市街地の拡大が進んだ。
- ・ 郊外部の市街化や幹線道路の沿道など田園空間にスプロール化したクルマ依存型の拡散型都市構造を、社会の高齢化に対応し、再構築する。

特に、中心市街地においては、車に過度に依存することのないよう、歩行生活圏を中心に、商店や事業所（SOHOを含む）、福祉サービス（施設・在宅）、教育施設、行政サービスなどが混在し、医・職・住など生活の諸機能が集約された、安全快適で歩いて楽しいバリアフリーの街、環境に十分配慮した街、街中に誰もが住める街を目標とすべき。

- ・ 集約・修復保存型都市構造は、大都市圏における複数の拠点となる地域、また、人口減少や高齢化が大都市に比べ一層早く進む地方都市それぞれにおいて、早急に目指すべき。
- ・ 現状の郊外部における幹線道路の沿道の帯状開発による非効率な

都市構造について、土地利用面からの適正化が必要。

- ・人口減少時代においては、都市基盤の効率的な整備を行うとともに、既存ストック（住宅、建築資産、社会資本、土地）の有効活用が不可欠。
- ・大量生産・大量消費・大量廃棄型の都市社会から、集約・修復保存型都市構造への転換にあわせ、地産地消など周辺農山漁村と一体となった広域都市生活圏全体としてヒト・モノ・カネがまわる環境負荷のない循環型社会の確立につなげる。
- ・特に、都市と農村は元来相互補完的な関係にあり、両者が互いに融合することにより、豊かな生活環境が確保された都市が実現できるものである。このため、都市と農村を一体的に捉え、持続可能な地域管理システムを構築しつつ、新たな土地利用をコントロールする仕組みの検討が必要。
- ・安全・安心な都市の構築に向け、防犯対策、密集市街地対策や都市型水害対策を早急に推進することが必要。
- ・豊かで快適な都市の実現には、ヒートアイランド現象の緩和や水質の改善など都市環境問題の解決が不可欠であり、水と緑のネットワーク構築が必要。水循環、水環境については流域管理のアプローチが重要。

密集市街地整備法の改正（平成15年6月）

特定都市河川浸水被害対策法の制定（平成15年6月）

## 2. 『良好な景観 緑』と『地域文化』に恵まれた『都市美空間』の創造

- ・21世紀を「都市美空間」に価値を置く「造景と文化の世紀」に。
- ・また、我が国の優れた景観を、観光立国を推進するブランドに。
- ・効率性を重視した戦後の都市政策等により、都市をはじめとする生活空間の現状は、その持てる投資余力、経済力に鑑みても、美しさや豊かさの点において十分であるとはいえない。

- ・今後、世界の中で存在感を発揮していくためには、わが国の都市が美しさと風格を備えたものであることが必要不可欠であり、このため、今後「都市美空間の創造」を目標として掲げた都市の再生を推進していくことが必要である。
- ・都市美空間の創造とは、地形、気候、風土、歴史、文化等地域特性に応じた個性あるまちづくりと、その都市に住み、都市で働き、都市に集う住民、企業、行政等が、その都市を愛し、誇りを持って行う自らの行動とが一体的に行われることにより創出されるものである。それによって、都市の機能等の整備・維持等を行う機運を高めていくこととなり、それぞれが主体となって都市の機能等の整備・維持等に関与していくことが、都市の活性化につながる。
- ・また、都市美空間の創造は、地域の交流産業の核となる、街並みや緑といった貴重な都市資源を創出・保全することにもつながり、都市観光の振興を通じて交流人口の増大に寄与するなど、各都市共通の課題でもある中心市街地の活性化への効果が大きい。
- ・さらに、都市美空間の創造を図っていくためには、例えば、周辺地域を含めた具体的なまちの将来像を描き、それに基づいて周辺環境との調和といったランドスケープに配慮しながら個別の建築物の整備を行っていくことが必要である。

また、公共空間と建築物等の私有空間が一体となった景観形成を図ることが重要であり、都市美空間の大きな要素を占める公共施設について、「質」の面からその役割を見直す必要がある。

例えば、街路については、たまり空間などのオープンスペース機能や、街路樹・花苑といった緑陰機能など生活空間・交流空間としての役割も重視し、積極的に都市美を創造する施策にも重点をおくべきである。

また、せせらぎ等の水辺整備など水と緑のネットワークの形成を図らなければならない。

- ・なお、こうした美しく風格のある都市づくりには、芸術文化の振

興や歴史的建築資産の活用といった関連するソフトな取組を一体的に進めていく必要がある。

3. 都市の将来像実現に向けた官民協働による都市の総合マネジメント
  - ・国民のライフスタイルの変化による余暇の増大、サービス業中心への産業構造の変化などから、住民の地域づくりに対する関心は高くなっている。
  - ・しかしながら、これまで、都市の整備、開発、保全などのまちづくりの担い手は行政中心であるという発想が強かったが、今後は、明確な方向目標のもとに、住民・企業が、積極的にまちづくりのための運動や投資活動に参加して、街中を医・職・住の生活拠点（生活・福祉空間）として再構築し、その結果住みごこちがよいコミュニティが存続することが重要。
  - ・このため、まちづくりの主役である住民・企業等が「公（パブリック）の一員」としての自覚を持って、行政と都市の将来像を共有（コモン）し、その実現を図るため、まちづくりの計画段階から多様な主体の参加が可能となるよう「機会の窓」を開放し、住民が参加・提案・協議し、合意した後は決めたルールを守り、当事者としての責任を分かち合いそれぞれの役割を実行できる次世代参加型まちづくりシステムを官民協働（パートナーシップ）で構築する。
  - ・従来、公共が担っていた道路、公園、公共施設などまちの管理運営に、住民が主体的に参加し、コミュニティの再生などソフト面から街を支えることが必要である。

都市計画の提案制度創設（平成15年1月）

4. 国際競争力の高い世界都市 個性と活力あふれる地方都市への再生
  - ・東京をはじめ人口増加や旺盛な開発需要が引き続き見込まれる都

市について、大都市圏計画の充実など成長管理手法を採用しつつ、国際競争力の高い世界都市へ再生する。

- ・ 21世紀におけるわが国の活力の源泉である都市について、急激な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応して、その魅力と国際競争力を高めるため、必要な都市基盤の整備などを戦略的に推進する。
- ・ 我が国の都市の建築活動の太宗は民間において行われており、民間に存在する資金やノウハウを引き出し、それを都市に振り向け、さらに新たな需要を喚起する。
- ・ これまでに蓄積された都市基盤、歴史・文化的資源を活用して、先進的で個性ある、海外からの来訪者にも誇りうる都市の文化空間を創造する。
- ・ 個性と活力あふれる地方都市への再生のため、地域の歴史や文化さらには大学等の有する知的資産などの地域資源やITを活用し、都市型産業の起業促進・新市場創造を図るとともに、多様なまちづくり活動を支援する。

都市再生特別措置法の制定（平成14年6月）

### 第3章 政策展開の基本的視点

---

経済社会の構造的な変化に対応し、国民本位の行政実現のため、「民間にできることは民間に、地方にできることは地方に」といった考え方の下、経済構造改革や地方分権改革など行政のあらゆる分野にわたって、新たな行政手法への転換が求められており、都市政策の分野においても、新たな行政手法による政策展開を図る必要がある。

#### 1. 民間投資の活用

- ・「民間にできることは民間に」という構造改革の考え方にたち、行政のみが主導して行うのではなく、1,400兆円に上る個人資産等民間資金やノウハウなどの民間の力を引き出し、新たな需要を喚起することが決め手。
- ・特に、地域の各種資源を活用しつつ、住民・NPOから企業、やる気のある参入者等が、新築、建替え、修復再生といった建築活動や出店、改装、イベント開催など、まちづくり活動に自発的・継続的に投資を行うことにより、コミュニティのレベルで新たな市場を創造し、地域経済の活性化にもつながる。
- ・民間投資を通じた都市の再生は、民間の都市活動の領域を拡大するとともに、厳しい財政状況下にある行政の効率的運営にも資する。

#### 2. 官・民・コミュニティのパートナーシップ

- ・都市のあり方は地域ごとに個性・多様性を持つべきであり、「地方にできることは地方に」という方針のとおり、原則として、それぞれの地域ごとの自己決定に委ねる必要。
- ・地域が創意工夫の知恵やアイデアを発揮できるシステムとすることにより地域の活力、国全体としての活力が生まれる。
- ・NPOなど市民参加によるまちづくり、官民協働による地域運営

を推進していく必要。

(国が担うべき都市政策)

社会経済の変化に応じた都市政策の基本的方向性の提示。

政策手段として都市計画制度や事業制度の法的枠組みの整備及び運用指針の提示。

国家的課題を積極的に実現させるため、都市整備を支援。

広域的もしくは国家的観点から、具体の地域・事案について、必要な関与。

制度の運用状況等に関する全国統一的な情報の収集と提供

3. 成果重視の都市政策

- ・都市再生を効果的に実現するため、都市政策を、住宅・福祉・交通・産業経済・環境・観光・芸術・文化など関連する政策手段と連携し、また必要に応じ統合化しつつ、総合的に展開する。
- ・ハードとソフトを一体として、都市サービスの受け手、ユーザーの側にたって、サービスの提供に最も有効・効率的な施策展開を図る必要。
- ・多様な事業目標を国民にわかりやすく情報発信するとともにその評価を実施・公表するなど、アカウンタビリティの向上に努める必要。
- ・官と民の役割分担を含めた多様な政策手段により、目標を効率的に達成することが必要。
- ・都市基盤の整備にあたっては、社会資本整備が適切な時期に着手されるとともに、早期の供用が不可欠であることから、時間管理概念を徹底する必要。
- ・社会経済情勢を踏まえ、限られた財源を最大限効果的に活用するため、整備の重点化を図るとともに、既存ストックの有効活用等による整備と管理の効率化が必要。

- ・また、厳しい財政状況下にあっては、都市の機能高度化を段階的、付加的に推進する手法が必要。

## 第4章 都市再生への10のアクションプラン

---

都市再生に向け、優先的に取り組むべき10の重点項目は、以下のとおり。

### 1. 駅周辺の拠点的エリア（歩行生活圏）を中心とした生活・活動・交流空間づくりによる全国都市再生

「稚内から石垣まで」の全国における都市において、人が集まる交通結節点などを重点事項として、「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図る取組みを推進する。

駅周辺やシビック・コアなどの拠点的エリア（歩行生活圏）に福祉、商業、生産、保健医療、文化等の生活諸機能の集約を図るとともに、これら機能を支えうる都市基盤整備を推進する。

地方都市での定住や高齢者の自立を可能とするため、生活密着型のコミュニティ・ビジネスやITを活用した在宅型事業など、都市型産業の起業促進を図る。

都市型産業や住居、商業施設など複合的な用途が機能的に混在することができる土地利用の実現を図る。

空き地、空閑地の増加など防犯、環境面で課題の多い、縮退する市街地対策を行う。【小委員会】

### 2. 東京圏・大阪圏など大都市圏の国際競争力の向上

「21世紀の新しい都市創造」や「20世紀の負の遺産の解消」のため、国際空港・環状道路体系の整備、大都市圏における都市環境インフラの再生、ゲノム科学やライフサイエンス等の国際的拠点の形成など都市再生プロジェクトの推進を図り、21世紀に相応しい「世界に誇れる都市」を形成する。

産業構造の変化等により工場跡地等の未利用地が生じている臨海部において、交通基盤や緑とオープンスペース、生活機能等の都市基盤を整備し、国際競争力の高い先端産業の立地促進及び育成

を図る。

都市再生緊急整備地域における都市計画法上の特例措置や都市再生ファンドをはじめとする民間事業者に対する金融支援など、時間と場所を限った措置の適用により、民間都市開発の投資促進を図る。

大深度地下利用により、大都市圏に必要な社会資本を都市環境に配慮して効率的に整備する。

### 3. まちの中心を再生させる民間投資の拡大

地方都市の中心市街地や大都市の歴史ある都心などを重点に、歴史や文化の佇まいを継承し、地域の建築資産や地場の建築技術・技能をはじめとする各種資源を活用しつつ、景観形成や個性あるまちおこしに取組み、住民、NPOから企業、やる気のある参入者等による、新築、建替え、修復再生といった建築活動や出店、改装、イベント開催、地域通貨など、まちづくり活動への自発的・継続的な投資の拡大を通じ、コミュニティのレベルで広範な新市場が生まれる条件を整備する。

また、地域全体のこうした取組みが、様々なコミュニケーションや交流さらには、規模は小さくても継続する民間の様々な投資活動を生み、地域の歴史文化に根ざしたり、個性豊かな、ヒト・モノ・カネの循環する活力のある地域コミュニティを再生する。地方公共団体が、対象とする地域、対象とする事業及び行政による支援の内容をあらかじめ分かり易く明示し、計画的、重点的な民間施行支援を行う。【小委員会】

中心市街地の活性化、都市拠点の形成、密集市街地の解消、低未利用地の活用等を通じて、民間の資金・ノウハウを都市に振り向け、もって都市の再生・再構築を図るため、街区の再編・整序とあわせて道路・公園など都市基盤施設の整備を推進する。

既成市街地において、民間事業者の投資能力や調整能力を活かし

た事業や、地方公共団体及び民間事業者の資金調達に対する支援を総合的に実施する。【小委員会】

#### 4 . 戦略的な都市交通政策の展開

脱クルマ社会に向けた明確なビジョンをアピールする。

徒歩、自転車、公共交通機関を連携させた戦略的な都市交通政策を展開する。【小委員会】

機能に着目した都市計画道路の計画・整備を行い、都市内道路空間の再構築を行う。この際、都市内道路を、ゆとり・潤いの空間として再整備することも重要である。【小委員会】

都市計画道路の見直し及び整備プログラムの策定とともに、民間施行の積極的な支援を通じて、事業の効率的かつ重点的な実施を推進する。【小委員会】

駐車場政策を民間による量の供給から配置の合理化へ転換。

【小委員会】

#### 5 . 住民主体の地域運営の推進

都市計画の提案制度を、平成14年7月の法改正により創設した。

【中間とりまとめ】

次世代参加型まちづくりを推進する。【小委員会】

エリアマネジメントの手法等住民が参加するまちづくり主体等による地域の自主的運営の拡大を図る。

まちづくり、地域運営にあたっては、都市の公共空間をまちづくり主体等に一層開放するよう、規制緩和を行い、オープン・カフェなどまちの賑わいや交流人口増大に資する空間の創出を図る。

#### 6 . 良好な景観の形成と豊かな緑の創出に向けた制度の構築

良好な景観の形成に関する基本理念、国・地方公共団体・事業者・国民等の責務や一定の行為規制を行う仕組みの創設等を内容と

する基本法制を整備するとともに関連する制度の充実を図り、全国各地で良好な景観の形成を促進する。

都市公園の整備及び緑地保全・緑化の総合的推進等のため、緑に関する法制を抜本的に見直す。

良質で地域の景観と調和した屋外広告物の表示を図るため、屋外広告物制度を充実する。

規制誘導方策、良好な景観の形成に関する事業、融資、税制等による支援を効果的に組み合わせ、良好な景観の形成と緑の保全に関する総合的な政策を確立する。

## 7. 都市観光の振興

祭りなどの行事に頼る観光は、一過性のものであるが、わが国はこうした観光需要のピーク時にあわせた料金設定の観光メニューが多いため、滞在コストが高くなる傾向。

地域の個性や文化的な特色に根ざした観光資源を持つことが前提であり、緑からショーウィンドーまで四季ごとに装いを変えるまちなみ景観などを、季節を通じた貴重な観光資源として形成・活用する。また、観光資源を保全・活用した都市公園整備による観光振興拠点の整備や、地域に根ざした歴史的風土の保存・活用による魅力ある地域づくりを推進する。

多様な観光ニーズに対応した緑豊かで、良好な景観を備えた個性あるまちづくりを推進する。

日本の都市が、滞在型都市観光に耐えうるよう、文化・芸術、記念建築物や庭園、飲食、観劇等を公共交通機関と連携しつつ、滞在コストを縮減できるような取組みを進める。

## 8. 循環型都市構造の構築

健全な水循環、良好な水環境と都市計画制度との連携を推進する。

【小委員会】

循環型都市構造の構築のため、都市における降雨の扱いについて、浸透性の向上など明確な方向性を打ち出す。【小委員会】

流域単位での水量調整など流域管理等の新たな政策手法の導入を推進する。【小委員会】

合流式下水道の改善、処理水・汚泥の活用による都市環境問題の解決や、施設空間の活用による下水道の新たな役割を積極的に位置づける。【小委員会】

ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等を図るため、緑地の保全、緑化の推進、公園整備や水辺の創出を総合的に推進し、緑豊かな都市環境の実現を図る。

都市から排出される廃棄物の的確な処理を図るため、廃棄物処理施設の都市計画への位置づけを推進する。

## 9 . 安全・安心な都市の構築

都市基盤施設の総ストック増加に伴い、その老朽化が急速に進行するため、施設の老朽化対策が課題。

ハード、ソフト一体となった防犯まちづくり運動を展開する。

密集市街地対策については、防災街区整備事業の創設、防災公共施設等の整備促進のための制度の創設等を内容とする法改正を行った。【中間まとめ】

これを踏まえ、新たな事業手法や弾力的な規制緩和を用いた共同建替えの推進による木造密集市街地の整備を推進する。

避難地、避難路等となるオープンスペースを系統的に確保し、防災拠点としての機能の向上を推進。

都市型水害については、「特定都市河川浸水被害対策法」の適切な運用等により、下水道、河川が連携して、効率的な対策を講じていく。【小委員会】

公衆衛生面での安全の確保(飲料水、食の安全)、病原性微生物、微量有害化学物質等への対応を進める。【小委員会】

## 10. 政策課題に対応した今後の都市戦略

集約・修復保存型都市構造への転換を踏まえ、都市と農村を一体的に捉えた新たな土地利用計画制度の検討。

政策課題対応型都市計画運用指針により、全国の各都市の共通してかかえる重要課題への対応指針を示す。

大都市地域における広域調整の方法や体制、住民等の合意形成の手法や達成状況の評価手法等を内容とする大都市地域整備戦略を策定する。

都市白書の作成。

地方支分局としての地方整備局のあり方。

時間とエリアを限って、政策課題について明確な目標を設定し、早期に達成する公的支援策。